

事業計画総括

I 誰もが地域で安心して暮らせる地域福祉づくりを推進します

1 地域に生活する人々の社会福祉の増進に資するため、市町村社協・市町村等との連携・協働による地域福祉事業の推進を図ります。

(1) 市町村社協支援の推進

○市町村社協のニーズ、課題等に対処するため、職員を派遣してアドバイス・地域の特性に応じた事業の企画立案・運営等のコンサル・支援プランを作成するなど、地域福祉事業が効果的に展開できるよう支援をします。

○市町村社協の役職員等を対象にした階層別研修会等の開催や地域福祉活動計画策定委員会等の会議に職員を派遣するなどの支援をします。

○社協あり方検討委員会を取りまとめた報告書を参考として社会福祉協議会の発展に取り組むための事業展開の支援をします。

(2) 日常生活自立支援事業の推進（地域福祉権利擁護事業の名称変更）

○認知症高齢者、知的障害者や精神障害者等の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等のサービス提供の推進を図るとともに、より身近な地域の中で即応性のあるサービスが提供できるようにするため、段階的に「基幹的社協方式」への移行に努めます。

(3) 生活福祉資金貸付事業の円滑な実施

○低所得者、離職者等の自立支援の視点から適正な貸付を行うとともに、債権管理の徹底を図ります。また、新たに創設される「要保護世帯向け長期生活支援資金」について、市（区）町村社協や関係機関等と密接な連携のもとに適切な貸付業務を実施します。

2 ボランティア・市民活動への参加促進と住民参画づくりの基盤づくりを推進するとともに、県災害ボランティアセンターとして大規模災害時に迅速な対応をするため、その体制整備に努めます。

(1) ボランティア・市民活動等の活性化

○個人、団体等のボランティアに対し、ボランティアコーディネーター研修、各種講座や各種助成等の支援をします。また、福祉教育の充実を図るため、モデル地域を指定し、市（区）町村社協・学校等と協働で実施するなど、連携強化を図りボランティア・市民活動の活性化を図ります。

(2) 県災害ボランティアセンターの体制整備と支援の強化

○災害時における県災害ボランティアセンターの設置運営訓練を県、市町村、市町村社協及び関係諸機関との連携の下に実施するとともに、市町村社協ボランティアセンター設置訓練の支援および災害時における市区町村社協行動指針に基づく要援護者等の支援体制の整備を図り、大規模災害時において迅速な対応ができるよう備えます。

3 福祉サービス第三者評価機関の一つとして、利用者の権利を守り、事業者が提供するサービスの質的向上を支援します。

(1)「介護サービス情報の公表」の調査機関としての事業推進

○介護保険の基本理念に基づき、「介護サービス情報の公表の指定調査機関」として中立・公平な立場から調査を行い、事業者が提供する介護サービスの質の確保に努めます。

(2)福祉サービス第三者評価事業の実施

○福祉サービスの質の向上を目的とした「福祉サービス第三者評価事業」の評価機関の認証を受け、県社協として客観的・専門的な立場から評価体制の整備を進め評価事業に取り組めます。

(3)高齢者等権利擁護推進事業の取組み

○身体拘束廃止相談センター設置による窓口相談、現場相談、移動相談及び指導者養成研修、身体拘束体験講習等を実施し、質の高い介護サービスが提供できるよう推進します。

4 要援護者及び県民等から日常生活上の多様な相談に対応するため、相談機能の充実を図り、相談者への支援に努めます。

(1)総合相談機能の充実による「ワンストップ相談」の実施

○誰もがなんでも相談できる「ワンストップ相談」の体制の充実を図り、助言や情報提供の支援を行います。

(2)時流に乗ったタイムリーな相談の実施

○「悪徳商法被害」「多重債務」など多様な専門的相談に対処するため、専門知識・技術を有した人材の活用によりタイムリーな相談対応に努めます。

(3)中国帰国者に対する支援活動

○中国残留邦人の帰国後の生活を支援するため日本語学習や生活上の相談支援・通訳の派遣、交流活動等を行います。

5 団塊世代等のいきいきシニアの活力を地域社会に貢献できる人材の育成と環境づくりに取り組めます。

(1)いきいきシニアの地域社会に貢献できる人材育成

○宮城いきいき学園（仙南校、大崎校、石巻校、気仙沼・本吉校、登米・栗原校）及びみやぎシニアカレッジ・アカデミー校(4 講座)における幅広く且つ専門的な学習や体験をとおして地域社会の発展に寄与できる地域社会のリーダーとなる人材の育成に努めます。

○卒業後も地域における社会貢献活動に向けて社会資源等の情報を提供する説明会を実施します。

○退職サラリーマン等の自主的運営組織の「みやぎエルダーネット」が企画・運営するボランティア活動等の地域参画事業の支援を行います。

6 県社協が管理経営する施設の利用者等の人権・権利擁護を基本としたサービスを提供し、自立支援を行います。

(1)障害者自立支援法に基づく新事業体系の構築

○障害者支援施設では障害者自立支援法に基づき、新事業体系への移行（経過措置として平成22年まで新事業体制移行）していくため、施設の実情に合わせた試行を実施し、その支援体制の整備に取り組めます。

（2）障害者等が地域で安心して暮らせる支援

○利用者及びその家族の意向を尊重し、個別支援計画に基づいて地域に重介護型トレーニングホーム等を整備し、生活体験などをおして段階的にケアホーム・グループホーム等に移行し、地域で安心して暮らせる支援を行います。

Ⅱ 社会福祉事業者の経営支援と福祉人材の育成・確保

1 社会福祉の普遍化が進む中で、社会福祉事業者が健全な経営・運営等が確保できるよう支援を行います。

（1）専門的視野に立った経営相談の実施

○社会福祉施設等を経営する法人・団体等の適正且つ安定的な経営と、利用者主体の施設運営に向けて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士等が専門的な立場から事業管理、財務管理、人事労務管理等に関する助言指導に努めます。

（2）リスクマネジメントの徹底

○市町村社協等に対して、利用契約により高齢者や障害者等の意識変革が進む中でリスク管理の重要性が問われ、提供するサービスの向上が求められている現状を踏まえ、リスクマネジメントの手法について支援を行います。

2 社会福祉を取り巻く環境の急激な変化に、社会福祉分野に従事している職員が対応できる専門性の高い研修を実施します。

（1）時代のニーズに対応できる福祉人材の育成

○時代のニーズに対応できる専門性の高い福祉人材を育成するため、制度改正による新たな研修事業として「介護支援専門員更新研修」「障害者サービス管理責任者養成研修」等を実施します。

（2）専門的な研修の企画・実施

○県からの受託研修機関として、福祉従事者等が良質な福祉サービスを提供できるよう、体系的に現任研修や専門研修等を効率的に実施します。

3 福祉の職場における多様な福祉ニーズに対応できる幅広い福祉人材の確保と就労斡旋に努めます。

（1）社会福祉従事者の確保と的確な就労支援

○福祉分野における雇用環境の変化のなかで、潜在するマンパワーや就労希望者の資格や経験などを的確に把握し、人材を必要とする事業所のニーズに合わせた職業紹介と斡旋を行います。

（2）障害者の雇用促進

○福祉人材センターのネットワーク機能の活用や県社協が実施する障害者就労・生活支援事業等との連携により、障害者雇用の啓発と促進に努めます。

Ⅲ セーフティネット機能の発揮

- 1 県社協が管理経営する社会福祉施設において、処遇困難な障害者や虐待による緊急的利用者等の受入れなどセーフティネット機能を発揮します。

- (1) 処遇困難な障害者等の受入れ

○短期入所事業、日中一時支援事業の実施のほか、在宅等で処遇困難な障害者等の受入れを行うとともに、関係機関等と支援会議を開催し、支援のあり方についても検討し、できる限り地域で生活できるように支援します。

- (2) 虐待等による緊急的受入れ

○虐待等による権利侵害を受けた高齢者・障害者・児童等を緊急的に受入れ、生活支援を行ないます。

- 2 大規模災害時における被災者や高齢者、障害者等の緊急保護を県及び関係機関等との連携により積極的に受け入れを行います。

- (1) 被災住民や要援護者等の早期の自立支援

○県社協が管理経営する社会福祉施設等の機能を活用して緊急の避難場所とするため、支援物資備蓄等を行い、被災住民や要援護者等を受入れ、早期の自立支援を行います。

- (2) 高齢者緊急短期入所ネットワークの構築

○広域的な災害や虐待・放置等で緊急に保護等が必要になった高齢者の生活支援を迅速に対応するため、県老協等とのネットワークを構築し、そのスケールメリットを活かして高齢者一人ひとりの状況・状態に合わせた緊急短期入所の支援を行います。

Ⅳ 先駆的事業の研究と福祉施策の提言

- 1 福祉制度の狭間にある契約になじまない障害者等の生活支援のあり方について研究を行います。

- (1) 犯罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究の推進

○「厚生労働科学研究」の一環として、全国の有識者等で組織した研究会で、犯罪を犯した障害者等の実態を把握・分析し、福祉制度のサイドから地域生活支援の仕組みについて検討します。

○宮城県において、矯正局（刑務所・少年院）更生保護局（保護観察所・更生保護委員会）担当社会福祉行政等と連携した支援を行うため合同支援会議を開催します。

- 2 地域福祉と施設福祉の推進の実践的担い手として、要援護者及びその家族等のニーズはもとより、福祉サービスを提供する事業所・関係団体及び市町村、市町村社協等のニーズを汲み取り国や県等への福祉施策に反映できるよう提言します。

- (1) 福祉施策への提言

○国や県等に対して、福祉に関する様々な課題に対して、利用者や事業者等のニーズを汲み取り提言します。

(2) 第7回福祉セミナーの開催

○全国から福祉関係者を一同に会し福祉セミナーを開催し、討議・検討したものを集約して提言・発信します。

V 適正な法人経営と経営基盤の強化

1 コンプライアンス（法令遵守）経営を確立し、健全な経営を図るとともに、財政状況や事業内容を積極的に情報開示して透明性と信頼性の確保に努めます。

(1) コンプライアンス（法令遵守）経営を確立

○個人情報保護の徹底や関係法令等の改正による諸規則の整備等により業務を推進するとともに、経営上のリスクや事故、災害に備えたリスクマネジメントを推進します。

(2) 経営機能充実と経営の透明性の確保

○理事会・評議員会での審議、監事会による財産状況等の監査の実施や事務事業の推進状況等をホームページ、広報誌等で積極的に公開し、経営の透明性の確保に努めます。

2 より適切な予算執行・資金管理等を行なうとともに、自主事業及び収益事業等を計画的に実施し自主財源の確保に努めます。

(1) 自主・自立的経営の確保

○各種事業等での収益を計画的に確保し、積立金、引当金、事業資金等の資産として一体的に管理し、自主・自立的経営を目指します。

(2) 適正な基金・資金管理と予算執行

○事務事業等を円滑に推進するために、各種基金や資金を計画的且つ適正に運用管理し、予算執行します。

(3) 中長期ビジョンの策定

○指定管理制度の中で、今後の社会福祉施設のあり方について、検討・協議し、自主・自立的経営を視点に中長期ビジョンを策定します。

3 社会福祉会館の改修工事の実施

○耐震調査に基づく耐震工事と経年劣化・老朽化による給排水施設(貯水槽等の水周り)、壁面等の改修工事を行ない安全且つ衛生上の対策を講じます。